

自然科学研究機構研究者行動規範

平成27年1月20日制定

自然科学研究機構は、宇宙、エネルギー、物質、生命等に関わる自然科学分野の拠点的研究機関を設置運営することを目的としており、国立天文台、核融合科学研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所及び分子科学研究所の5大学共同利用機関で構成され、各機関の特色を活かしながら、更に各々の分野を超え、広範な自然の構造と機能の解明に総合的に取り組み、自然科学の新たな展開を目指して新しい学術分野の創出とその発展を図るとともに、若手研究者の育成に努めている。また大学共同利用機関の特性を活かして、大学等との連携の下、我が国の大学の自然科学分野を中心とした研究力強化に努めているところである。

科学が、その健全な発達・発展によって、より豊かな人間社会の実現に寄与するためには、研究者は、社会に対する説明責任を果たし、科学と社会、政策立案・決定者との健全な関係の構築・維持に自覚的に参画すると同時に、その行動を自ら厳正に律することが求められている。本行動規範は、日本学術会議の提案する科学者の行動規範（平成25年1月改訂版）に準拠して制定する。

（研究者の基本的責任）

1. 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、更に自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。

（研究者の姿勢、科学的助言）

2. 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。また、研究者は、公共の福祉に資する公正な助言を行う。その際、研究者の発言が世論及び政策形成に対して与える影響の重大さと責任を自覚し、権威を濫用しないよう留意するとともに、科学的知見に係る不確実性及び見解の多様性について明確に説明する。

（説明と公開）

3. 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表すると共に、社会との建設的な対話を築くように努める。

(科学研究の利用の両義性)

4. 研究者は、自らの研究の成果が、研究者自身の意図に反して、破壊的行為に悪用される可能性があることを認識し、研究の実施、成果の公表に当たっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

(研究活動)

5. 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は、研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。また、研究活動に関して守るべき作法についての知識や技術の修得・習熟に努めるとともに、各機関の規程に基づく研究・調査データの記録・保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。

(研究環境の整備)

6. 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるように努める。

(研究対象などへの配慮)

7. 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物に対しては、真摯な態度でこれを扱う。

(他者との関係)

8. 研究者は、他者の成果を適切に判断すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果等の業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。

(差別の排除)

9. 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

10. 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮

しつつ適切に対応する。

(公的研究費(※)の適正な使用)

1 1. 公的研究費の使用に当たっては、関係法令、機構・各機関の規程等及び各種外部資金において定められた条件及び使用ルールを遵守するとともに、取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。また、公的研究費の適正な取扱いに関する研修等に積極的に参加し、必要な知識の習得及びルールの理解に努めなければならない。

※ 公的研究費とは、運営費交付金、奨学寄附金、補助金、基金、委託費等を財源として自然科学研究機構で扱う全ての経費をいう。